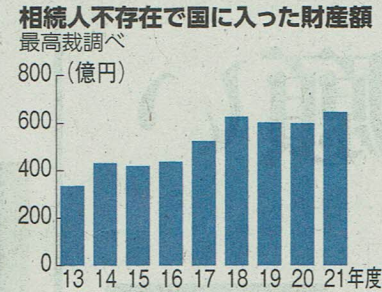


相続人なき遺産 647億円

増える「おひとり様」国庫へ10年で倍

遺産の相続人がいないなどの理由で国庫に入る財産額が、2021年度は647億円と過去最高だったことがわかった。身寄りのない「おひとり様」の増加や不動産価格の上昇も背景に、行き場のない財産は10年前の倍近くに増えた。専門家は早めに遺言書をつくるよう勧めている。

▼3面ある資産家の最期



最高裁判所によると、相続人不存在による相続財産の収入は、21年度は前年度比7・8%増の647億459万円だった。01年度は約107億円、11年度は約332億円で、この20年で6倍に増えたことになる。相続人も遺言もない遺産は、利害関係者の申し立て

により、家庭裁判所に選任された「相続財産管理人」が整理する。未払いの税金や公共料金を清算し、相続人が本当にいないかを確認。一緒に暮らしたり身の回りの世話をしたりした「特別縁故者」がいれば家裁の判断などにもとづいて財産を分与し、残りは国庫に入る。

相続財産管理人の選任申し立ても増えている。司法統計によると、21年は2万7208件で、10年前の1・7倍と過去最高だった。一方で、財産が少ないため

に選任申し立てがされず、不動産などが放置されるケ

「早めに遺言書を」

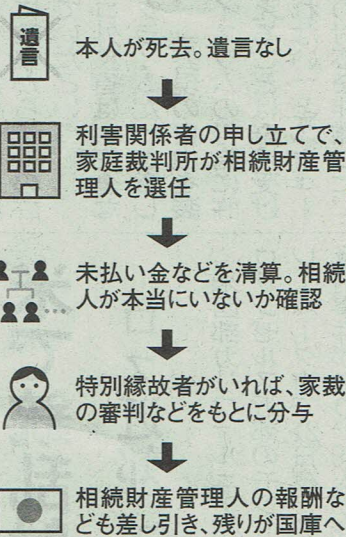
相続財産管理人の経験がある吉村孝太郎弁護士は「独り身で遺言もない高齢者の増加に加え、不動産価格の上昇で土地などの処分額が膨らみ、遺産額が押し上げられている」と指摘する。

相続人がいなくても、有効な遺言があれば、希望する相手に遺産を譲ることが

「早めに遺言書を」
できる。相続や終活に詳しい行政書士の明石久美さんは、遺言書を作る途中で亡くなるケースや、判断能力の低下で遺言書が作れなくなるケースも見てきた。「相続人がいない『おひとり様』は思い立ったらすぐ、元気なうちに遺言書を作るべきだ」と話す。

(藤田知也)

相続人のいない遺産が国庫に入るおもな流れ



「スもある。」

(藤田知也)